

株式会社室崎商店に対する買取決定等について

2011年11月18日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構は、2011年9月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の対象事業者について、法第31条第1項に規定する債権買取り等を行ない旨の決定（以下「本買取決定等」という。）を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社室崎商店（以下「対象事業者」という。）
2. 金融支援額
約11億円

※関係金融機関等による金融支援額は、対象事業者から株式会社浜田あけぼの水産（対象事業者より事業再生計画に基づいて漁業事業を譲り受ける新会社。）への漁業事業の譲渡後に、対象事業者にかかる特別清算手続において確定することになります。

3. 一般の商取引債権の取扱い
本買取決定等は、本件について、対象事業者と関係金融機関等との合意が全て整ったことを意味するものです。関係金融機関等の貸付金等以外の対象事業者に対する一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上